公益信託上田記念感染症・化学療法研究奨励基金第十九期決算公告

一、事業概要
　感染症及びその化学療法又は病原微生物に関する研究への助成。
研究者助成　一件　一〇〇万円
二、財産目録（平成二十一年三月三十一日現在）
資産合計　一〇、二六〇、八〇二円
負債合計　一〇、二六〇、八〇二円
正味信託財産　〇円
平成二十一年八月二十四日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託上田記念感染症・化学療法研究奨励基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託田路舜哉記念奨学育英基金第二十五期決算公告

一、事業概要
　大阪府内の国公立大学生に対する奨学育英事業。
奨学生　一三名　年間総額　四五〇万円
二、財産目録（平成二十一年三月三十一日現在）
資産合計　四〇、三一三、一五四円
負債合計　〇円
正味信託財産　四〇、三一三、一五四円
平成二十一年八月二十四日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託田路舜哉記念奨学育英基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託南海電鉄交通遺児等育英基金第二十四期決算公告

一、事業概要
　主として大阪府内の高等学校に在学する交通遺児等に対する育英事業。
奨学生　一六名　年間総額　四六八万円
二、財産目録（平成二十一年三月三十一日現在）
資産合計　九〇、五一五、〇〇六円
負債合計　〇円
正味信託財産　九〇、五一五、〇〇六円
平成二十一年八月二十四日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託南海電鉄交通遺児等育英基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託大隅法学研究奨励基金第十三期決算公告

一、事業概要
　企業法の分野で優れた業績を挙げた者の顕彰。
奨励金　三名　三〇〇万円
表彰式　四件　二〇万円
二、財産目録（平成二十一年三月三十一日現在）
資産合計　一五、六二五、二〇八円
負債合計　〇円
正味信託財産　一五、六二五、二〇八円
平成二十一年八月二十四日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託大隅法学研究奨励基金
受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

愛知県岡崎市明大寺町字出口五六番地
破産者　三葵株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十年（フ）第五五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二二二、四四九、二〇九円
一、配当することのできる金額
金一九、九六二、一二七円
平成二十一年八月二十四日
愛知県岡崎市竜美南四丁目一五番地二
破産管財人　古性　明

配当公告

愛媛県松山市喜与町一丁目五番地五
破産者　株式会社新建設
右の者に対する松山地方裁判所平成二十年（フ）第一一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金三、八七五、七〇〇円
一般債権　金一八八、六五五、七九三円
一、配当することのできる金額
優先債権　金三、八七五、七〇〇円
一般債権　金三五、二〇四、二八〇円
平成二十一年八月二十四日
愛媛県松山市一番町一丁目一四番地一〇
井手ビル二階　破産管財人　薦田　伸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市豊岡二条一丁目二七一番地、最後の住所北海道旭川市東旭川北一条七丁目七番三号　被相続人　亡　松田　久男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年八月二十四日
北海道旭川市東旭川北一条四丁目一五番二一号　相続財産管理人　阿部　一喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市大豆田三〇七番地、最後の住所栃木県那須郡那須町大字寺子丙一四九八番地二　聖園　被相続人　亡　佐藤　秀雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年八月二十四日
事務所栃木県大田原市本町一丁目二七一四
番地　相続財産管理人　星　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市古茂口七一六番地、最後の住所千葉県館山市北条一五八九番地の一四新町コーポ一〇一号　被相続人　亡　本間　愛子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年八月二十四日
事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号
かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白石　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区清澄三丁目一一番地、最後の住所東京都江東区東陽二丁目四番一四―九一〇号　被相続人　亡　白石　一武
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年八月二十四日
東京都千代田区有楽町二―一〇―一東京交通会館一〇階一〇二一号有楽町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　友納　治夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所東京都福生市大字福生九四九番地奈賀コーポ八号室、死亡年月日推定平成二十年十一月十四日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳
被相続人　亡　氏名不詳（平成二十一年一月二十日付官報号外第九号八十三頁福生市長申込みの「行旅死亡人」にかかる者）
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年八月二十四日
東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山四丁目一〇八番地、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町堀内一九五六番地二　被相続人　亡　井出　潔
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年八月二十四日
東京都豊島区東池袋一丁目一五番一号真下ビル七階　ＴＧＳパートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市大津町二丁目三五番地、最後の住所神奈川県横須賀市小矢部四丁目八番八号小矢部ハイツ　被相続人　亡　西川　初郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年八月二十四日
神奈川県藤沢市高倉五七三番地の一七
相続財産管理人　酒井　量三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍朝鮮、最後の住所愛知県瀬戸市北松山町一丁目二一〇番地
被相続人　亡　森山貞義こと　朴　貞鉉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年八月二十四日
愛知県名古屋市中区丸の内三―五―三五弁護士ビル四〇四号
相続財産管理人　弁護士　磯部三智子